

豚コレラの疫学現地調査に対する防疫の考え方について

一般社団法人日本養豚開業獣医師協会（JASV）

養豚疾病に関わる人の防疫期間（ダウンタイム）に関わる学術知見は、口蹄疫をモデルとしたものが伝統的に多く、諸外国においても口蹄疫モデルとしたダウンタイムを公式に定めている。これらは当然ながら科学的に分かっていることに基づいて定められており、口蹄疫ウイルスについて分かっていることは下記の通りである。

口蹄疫ウイルスの人媒介伝播について科学的にわかっていること：

- ・ 感染豚に直接接触した後に、衣服・靴を替えないで他の動物に直接接触すると口蹄疫ウイルスを伝播する。
- ・ 衣服・靴を交換しシャワーを浴びれば、必ずしもダウンタイムをとらなくても、口蹄疫ウイルスを伝播することは無い
- ・ 口蹄疫ウイルスは、人の鼻腔内に長時間存在しない（少なくとも12時間以内で死滅）

UKおよびUSAの口蹄疫に対するオフィシャル・ダウンタイム期間

- ・ DEFRA (The Department for Environment, Food and Rural Affairs, UK): 7日間（感染動物と接触後）
- ・ USDA (the United States Department of Agriculture): 5日間（アメリカ入国後）

日本においては、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表、平成30年10月31日一部改正）では防疫措置を行ったものに対するダウンタイムとして下記の通り定めている。

【留意事項③】防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをすること。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うと

ともに、入浴して身体を十分に洗うこと。

- 5 防疫措置に従事した日から7日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局も含める。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

上記海外、日本の特定家畜伝染病防疫指針のダウンタイムはいずれの場合も、「感染豚との直接的接触（防疫措置）を行った者」に対する処置である。よって、感染豚がすべて殺処分され、農場内の汚染物の廃棄、消毒が行われた後の農場に入り行う疫学現地調査については、防疫措置実施者と同様のダウンタイムを確保すれば、二次感染を引き起こすリスクはないものと言える。

これを踏まえて、JASV では豚コレラ発症地域における人のバイオセキュリティとして、下記の通り提案する。

豚コレラ発症地域における、人のバイオセキュリティ（提案）

- ・ 制限区域内の農場間を移動する場合、必ず衣服・靴の交換とシャワーイン・アウト（シャワー施設が無い場合、ビジネスホテルや公共浴場を利用）を実施する
- ・ 制限区域内から区域外へ出る場合（調査団に参加して現地に赴いた JASV 会員が自県に戻られる際はこれに当たる）、ビジネスホテルなどでシャワーしたうえで帰郷。現地で使用したものは、できるだけ現地で使い捨てる（特に、靴）。どうしても使い捨てできないもの（衣服など）は、ビジネスホテルで洗濯。カバン・パソコン・書類・カメラ・その他小物などは、アルコール綿もしくはスプレーにて念入りに消毒。
- ・ 上述を踏まえたうえで、帰郷。帰郷後、家族や人と接触するのは問題ない（ウイルスはすでに持っていないと思われるため）。ただし、クライアント農場への心情的配慮から、農場訪問を開始するまでに最低7日間、ダウンタイムをとる（農林水産省の指針と整合性をとるため、JASVの決まりとして、必ず7日間とることにした）。